

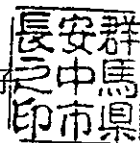
安中市告示第 130 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、県営松義中部土地改良事業の施行に伴い、本市区域内の字の区域を別紙のとおり変更することとした。

なお、この字の区域の変更の効力は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に規定する換地処分公告があつた日の翌日から生ずる。

平成 28 年 12 月 15 日

安中市長 茂木 英子



変 更 調 書

安中市

大字	字	地 番
松井田町人見	向山	3136の3、3136の7、3151の2、3152の2、3153の2
	西原	2584の一部、2597の一部、2599の一部、2600の2の一部、 2617の2の一部、2618の1の一部、2619の1の一部、 2622の1の一部、2622の2の一部、2623の一部、2625の1の一部、 2626の一部

上記区域（同区域に介在する道路である市有地の全部を含む。）を松井田町人見字坂の上に
変更する。

安中市

大字	字	地 番
松井田町人見	坂の上	2649の1の一部、2649の2の一部、2669の一部、2672の一部、 2674の1の一部、2674の2の一部、2675の一部、2676の1の一部
	三本松	2737の一部、2738、2739の一部、2746の一部、2748、2749、 2750の1、2750の2の一部、2751の一部
	久保	2549の2、2549の3の一部、2549の4、2550の1から2550の3まで、 2551の1、2551の3、2555の2、2555の5、2556から2559まで、 2560の一部、2561、2562の一部、2563の1の一部、 2572の2の一部、2572の3の一部
	下西原	2813の1の一部、2813の2、2815の1の一部、2815の6の一部、 2831の2の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の一部を含む。）を松井田町人見
字西原に変更する。

安中市

大字	字	地 番
松井田町人見	下西原	2792の1の一部、2794の1の一部、2794の2の一部、2795の一部、 2809の1の一部、2809の2の一部、2810の一部、2811、2812の1、 2812の2、2813の1の一部、2814、2815の1の一部、2815の2、 2815の6の一部、2815の7、2816の1、2816の3から2816の5まで、 2817の1の一部、2817の4の一部、2817の5の一部、 2818の2から2818の5まで、2831の2の一部

上記区域（同区域に介在する道路である市有地の全部を含む。）を松井田町人見字久保に変
更する。

変 更 調 書

安中市

大字	字	地 番
松井田町人見	西向原	2505の2、2505の3、2506の2、2507の2
	久保	2567の一部
	三本松	2775の一部、2777の1の一部
	上西原	2900の一部、2901の一部、2902、2903から2906までの各一部、2908の一部、2909の1の一部、2909の2の一部
妙義町上高田	残部井戸	561の3の一部
	熊野上	564の2
	稲葉上	712の7、713の5、714の3

上記区域（同区域に隣接介在する道路である市有地の全部を含む。）を松井田町人見字下西原に変更する。

安中市

大字	字	地 番
松井田町人見	坂の上	2674の2の一部、2675の一部、2676の1の一部、2681の1、2681の2の一部、2682の一部、2683の一部、2684、2685、2686の一部
	正寺田前	3085の2、3096の1、3096の2、3120、3121の1、3121の2、3122
	上ノ原	3005の1の一部、3005の2、3006の1の一部、3007の1から3007の3まで、3008から3010まで、3011の1から3011の3まで、3012の1、3012の2、3013、3014の1、3014の2、3015の1、3015の2、3016の1、3016の2、3017から3024まで、3025の1、3025の2、3026の1の一部、3026の2の一部、3027の1の一部、3027の2、3028の1の一部、3028の2の一部、3029の1の一部、3029の2
	上西原	2898、2899の一部、2900の一部
	下西原	2784の一部、2785の一部、2788の一部、2789、2790の一部、2792の1の一部、2793、2794の1の一部、2794の2の一部、2885の一部、2886の一部、2894の一部、2895の一部、2896の1、2896の2、2897
	久保	2564の一部、2565、2566、2567の一部、2568から2570まで、2572の1の一部、2572の3の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部を含む。）を松井田町人見字三本松に変更する。

変 更 調 書

安中市

大字	字	地 番
松井田町人見	上西原	2899の一部、2900の一部、2921の一部、2924の一部、2925から2928まで、2929の1から2929の3まで、2930、2931の一部、2932、2933の一部、2949の一部、2950、2951、2952の一部、2953の一部、2954の2の一部、2978の1の一部、2979の一部、2981の1の一部、2982の一部
	天狗森	3049の一部、3050の1の一部、3050の2の一部、3051から3054まで
松井田町二軒在家	松原谷津	1635の1から1635の5まで、1641の2
	松原谷津西	1634の1から1634の4まで
	原田	1245の一部、1245の3の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路である市有地の全部を含む。）を松井田町人見字上ノ原に変更する。

安中市

大字	字	地 番
松井田町人見	上ノ原	2989の一部

上記区域（同区域に隣接する道路である市有地の全部を含む。）を松井田町人見字天狗森に変更する。

安中市

大字	字	地 番
松井田町二軒在家	原田	1245の一部、1245の3の一部
妙義町上高田	後谷津	529の2、529の3、530、535の3、538の1、538の2、539
	残部井戸	553、554、555の3、555の4、561の3の一部、563の3、563の4

上記区域（同区域に介在する道路である市有地の全部を含む。）を松井田町人見字上西原に変更する。

安中市

大字	字	地 番
松井田町二軒在家	原田	1245の一部、1246の一部

上記区域（同区域に隣接する道路である市有地の一部を含む。）及び字松原谷津西1632の1に隣接する字原田の道路である市有地の一部を松井田町二軒在家字松原谷津西に変更する。

変 更 調 書

安中市

大字	字	地 番
松井田町二軒在家	松原谷津西	1620の3の一部、1623の2、1625の2の一部、1626の2の一部、1626の3の一部、1626の5の一部、1628の3の一部、1628の4の一部、1629の1の一部、1630の一部、1631の一部、1632の1の一部
	別所	1297の1、1297の3、1297の4、1299の3、1346、1347、1348の2、1348の4の一部、1349の一部
松井田町人見	上西原	2974の5、2975の2、2976の2、2977の1の一部、2977の2、2978の1の一部、2978の2の一部
妙義町中里	宮平	590の2の一部
	中原	515の2、516の3
	下原	乙495、495の3、甲496、乙496、497、498の2、499の2、500の2、513の3、513の4、514の2
妙義町上高田	社宮子原	289の2、290の3、甲291、乙291、292の2、295の2、296の2、297、甲298、乙298、299、300、301の4、301の5

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部を含む。）を松井田町二軒在家字原田に変更する。

安中市

大字	字	地 番
松井田町二軒在家	原田	1195から1199まで、1200の一部、1200の2の一部、1201の一部、1204の1の一部、1206の2の一部
	別所	1317の3、1348の1、1348の3、1348の4の一部、1349の一部、1351、1353の2、1386、1387の一部、1388の1から1388の3まで、1389の一部
	二本杉	1142から1144までの各一部、1149の1、1149の2の一部
松井田町八城	弁天谷津	624の1、624の3、624の4、625の2
松井田町行田	二本杉原東	530の1の一部、530の2、530の3の一部、530の4の一部、530の5、530の6の一部、531から535まで、535の2、536の1、536の2、537の1、538の1、539の1、544の5
妙義町中里	中里	634の2、635の2、636、637の2、645の1、646の1、651の2、652、653、654の2、661の2、662の2、663の2、664の2、665、666の2、667の2、671の3
	宮平	590の2の一部、591の3、601の2、602の3、602の4、604の3、乙605、605の3、606の3、606の4
妙義町北山	北山	675の2、676の2

上記区域（同区域に隣接介在する道路である市有地の全部を含む。）を松井田町二軒在家字原田頭に変更する。

変 更 調 書

安中市

大字	字	地 番
松井田町二軒在家	原田頭	1158の4の一部
妙義町北山	北山	669の2、670の2、671の2、672の2

上記区域を松井田町行田字二本杉原東に変更する。

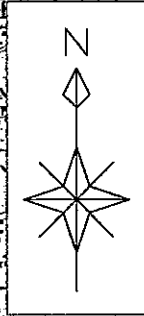
変 更 理 由 書

県営松義中部土地改良事業の施行に伴い、地区内の土地の区画、形状を改めた結果、字区域の境界を変更する必要が生じたため。

事 業 の 概 要

1	事業名	県営松義中部土地改良事業
2	事業主体	群馬県
3	事業年度	平成20年度～平成29年度
4	事業面積	124.2 ha

変更位置図



縮尺=25,000

